**地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための**

参考資料１

**都道府県ブロック会議（大阪府・兵庫県・京都府）の開催概要**

○日　時 　平成31年2月4日（月）10：30～16：40

○場　所 　大阪府庁新別館南館8階　大研修室

○参加者 　市町村・基幹相談支援センター職員　98名（うち大阪府66名）

※オブザーバーとして基盤整備促進WG委員2名が参加

○内　容 ・厚生労働省職員による行政説明

・整備済み市町村による事例発表（堺市・佐用町・京都市）

・参加市町村間の意見交換　※自治体の規模で班分け

（厚生労働省からの説明）

○ 地域生活支援拠点等という名前から誤解を与えることがあるが、建物を作るとか新しいものを作ってほしいということではなく、地域においてシステムを作るということ、機能を充実させるということである。

○ 国が示す5つの機能すべてを整備しなくても、各地域の実情に合わせて、できる範囲でできることから整備すればよい。

○ 地域の規模によって状況が変わるので、一律に整備モデルを示すことは難しいが、各地域の自立支援協議会等で議論し、「これでスタートしよう」とスタートを切ったら「整備済」と考えてよい。ゴールはないので、取り組みを進めていく中で機能を充実させていってほしい。

（参加者の反応）

○ 厚生労働省から検討経緯も含めた地域生活支援拠点等の制度概要を聞くことで、制度の目的や取り組みについて参加者の理解が進んだ様子であった。また、整備済市町村の事例発表や同規模市町村との意見交換により、「参考になった」「課題が共有できた」とする意見が多かった。

○ 全般として「緊急時の受け入れ・対応」に対する関心が高かった。特に、短期入所の空床がないことや、初めて利用する人を受け入れる事業所が少ないことなどから、「事前登録制」への関心が高かった。「事前登録制」にすることで、「真に必要な人にサービスが届くのでは」「個別支援がしっかりしていくのでは」といった意見もあった。

○ 整備に向けた課題として、以下のような意見があった。

・自立支援協議会でも課題に対する共通理解が進んでいない。

・「緊急時」の定義づけが必要と考えている。

・地域生活支援拠点等の核となる基幹相談支援センター自体がない／本来の役割を果たせていない。

・相談支援事業所の量的不足や質の確保が課題である。

・重度障がい者（強度行動障がい、医療的ケア）を受け入れることのできる事業所が少ない。

・体験の場の確保が難しい。

・地域生活支援拠点等の受託事業者が見つからない。